

北海道労働審議会条例施行規則

(昭和28年4月7日規則第64号)

[最終改正] 平成22年3月24日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道労働審議会条例（昭和28年北海道条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、北海道労働審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会長、会長代理共に事故あるときの代理)

第3条 会長及び会長代理が共に事故あるときは、学識経験者である委員のうちから、会長があらかじめ指名した者が会長の職務を代理する。

第4条 削除 [昭和32年規則第96号]

(部会)

第5条 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

第6条 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で構成する。

2 部会に部会長を置き、学識経験者たる委員のうちから部会において選挙する。

3 部会長は、その部会の会務を総理し、会議を主宰する。

4 部会長に事故があるときは、部会において、学識経験者たる委員のうちから選挙された者が部会長の職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集する。

(会議招集の請求)

第7条 審議会又は部会を構成する委員は、それぞれその3分の1以上の連署で、文書をもって当該会議の招集を会長又は部会長に請求することができる。

2 会長又は部会長は、前項の請求を受けたときは、特別の理由がない限り、会議を招集しなければならない。

(各会議の議事)

第8条 審議会の各会議は、その構成委員の過半数の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第9条 道の関係職員は、審議会の各会議に出席し、あらかじめ会長又は部会長に通告して、関係事項について意見を述べることができる。

(会長への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営につき必要な事項は、会長

が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。

附 則（昭和29年6月8日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年1月7日から適用する。

附 則（昭和31年5月24日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則（昭和32年1月14日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年1月5日から適用する。

附 則（昭和32年8月1日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年11月21日規則第121号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第23号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 北海道港湾労働審議会条例施行規則（昭和35年北海道規則第67号）
 - (2) 北海道石炭鉱業離職者対策協議会条例施行規則（昭和35年北海道規則第121号）

附 則（平成22年3月24日規則17号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）